

矢板北スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は「矢板北スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱（令和元年9月30日国土交通省道路局）に基づき、矢板北スマートインターチェンジ（以下「スマートインターチェンジ」という。）の設置に向け必要な検討・調整を行うと共に、スマートインターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし見直すことを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、主に次の各号に掲げる検討・調整を行うものとする。

- (1) スマートインターチェンジの社会便益（スマートICの費用と比較し、十分な社会便益を確認すること）に関する事。
- (2) スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関する事。
- (3) スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関する事。
- (4) スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関する事。
- (5) スマートインターチェンジの管理・運営方針に関する事。
- (6) スマートインターチェンジの利用促進方策に関する事。
- (7) 広域的検討結果の反映に関する事。
- (8) その他スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関する事。

(フォローアップ)

第4条 フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。

(組織等)

第5条 協議会は、会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって、別表第1に掲げる者により構成する。

- 2 会長は、矢板市長をもって充てる。
- 3 副会長は、矢板市建設部建設課長をもって充てる。
- 4 委員は、協議会の了解を得て、随時増減できるものとする。
- 5 協議会は必要に応じ、部会を設置することができるものとする。

(会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会議に出席できないときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員等の任期は、協議会の存続期間とする。なお、異動等に伴う委員の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の前任者から引き継ぐものとする。また、委員等が変更した場合、事務局まで報告するものとする。

(会議)

第8条 会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、矢板市建設部建設課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めることができるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議会で協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月19日から施行する。

別表第1（第5条関係）

所属・役職等
矢板市長
国土交通省 関東地方整備局 道路部道路計画第二課長
国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 宇都宮管理事務所長
栃木県 県土整備部 交通政策課長
栃木県 県土整備部 矢板土木事務所長
栃木県警察本部 交通部 交通規制課長
栃木県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
栃木県 矢板警察署長
矢板市 建設部 建設課長